

長崎市副食費の実費徴収に係る補足給付費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第3号に規定する事業（同号ロに係るものに限る。）を実施するに当たり、私立幼稚園に通う園児の保護者に対し、長崎市副食費の実費徴収に係る補足給付費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 法第7条第10項第2号に規定する私立幼稚園をいう。
- (2) 園児 私立幼稚園に在園し、長崎市に住所を有する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (3) 保護者 法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。
- (4) 副食費 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第54条の2に規定する食事の提供（副食の提供に限る。以下同じ。）に要する費用をいう。

(補助金対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、保護者が支払った副食費の額とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる保護者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。以下同じ。）が77,101円未満である保護者
- (2) 園児又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合の園児又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）であるものの保護者
- (3) 保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が97,000円未満であるもののうち、法第6条第1項に規定する子どもで保護者の監護を受けている者が同一の世帯に3人以上いる場合の園児（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）であるものの保護者

(4) 政令第 15 条の 3 第 2 項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である保護者

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、1 月当たり 4, 5 0 0 円とする。ただし、保護者が支払った副食費の額が 4, 5 0 0 円に満たない場合は、当該保護者が支払った副食費の額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、長崎市副食費の実費徴収に係る補足給付費補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）に、支払った副食費の額を証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 規則第 3 条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる書類の添付は省略させるものとする。

3 第 1 項の規定による交付申請は、月を単位として行うこととし、当該交付申請の期日は、食事の提供を受けた日の属する月の初日から起算して 1 年以内とする。

(決定の通知)

第 7 条 市長は、補助金の交付を決定したときは、長崎市副食費の実費徴収に係る補足給付費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、長崎市副食費の実費徴収に係る補足給付費補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 8 条 規則第 7 条の規定により別に定める期日は、前条の規定による通知を送付した日から 1 0 日を経過した日とする。

(補助金の交付手続の特例)

第 9 条 市長は、規則第 2 1 条の規定により、規則第 1 2 条、第 1 3 条及び第 1 5 条第 2 項の手続を省略して補助金を交付することができる。この場合において、規則第 1 5 条第 1 項中「第 1 3 条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後」とあるのは「補助金の交付の決定の内容を申請者に通知した後」と読み替えるものとする。

(委任)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則（令和 年 月 日長崎市告示第 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和元年10月1日以降に保護者が支払った副食費から適用する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。